

●平成26年度 就学援助実施状況

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法											ウェブサイトURL
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を書面で周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他			
該当団体数			62	50	46	13	47	56	26	3	2	9	48		
東京都	千代田区	教育委員会事務局子ども・教育部学務課	03-5211-4284	○	○		○						http://www.city.chiyoda.lg.jp/keho/kosodate/teate/shugaku.html		
東京都	中央区	教育委員会事務局学務課学事係	03-3546-5513	○			○	○	○				http://www.city.chuo.lg.jp/kosodate/gakkokyouiku/nyugaku/syugakuenzyo.html		
東京都	港区	港区教育委員会事務局学務課学校運営支援係	03-3578-2731	○	○		○	○	○				http://www.city.minato.tokyo.jp		
東京都	新宿区	教育委員会事務局学校運営課学校運営支援係	03-5273-3089	○	○		○	○	○		○		http://www.city.shinjuku.lg.jp/kodomo/file04_04_00005.html		
東京都	文京区	教育推進部 学務課 学事係	03-5803-1295	○	○		○	○	○				http://www.city.bunkyo.lg.jp/sosiki_busyo_gakumu_school_enjoyo.html		
東京都	台東区	教育委員会学務課	03-5246-1411	○	○		○	○					http://www.city.taito.lg.jp/index/kurashi/kyoiku/kuritsushocugakko/syugakuenjoseido.html		
東京都	墨田区	墨田区教育委員会事務局学務課	03-5608-6303(直)	○	○		○	○							
東京都	江東区	教育委員会事務局学務課学事係	03-3647-9174	○	○		○	○	○				http://www.city.koto.lg.jp/seikatsu/gakko/6152/6154.html		
東京都	品川区	学務課学事係	03-5742-6828	○	○		○	○	○		○		http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/		
東京都	目黒区	目黒区教育委員会事務局学校運営課	03-5722-9304		○		○	○	○				http://www.city.meguro.tokyo.jp/smph/kurashi/gakko/gakko_josei/shugakuenjo/gimu.html		
東京都	大田区	教育委員会事務局教育総務部学務課学事係	03-5744-1429	○	○		○	○					https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/shien/syugaku_enjo/index.html		
東京都	世田谷区	教育委員会事務局学務課	03-5432-2686	○	○		○						http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/103/134/527/d00125518.html		
東京都	渋谷区	教育振興部学務課学事係	03-3463-2986	○			○	○	○				www.city.shibuya.tokyo.jp		
東京都	中野区	教育委員会事務局学校教育分野	03-3228-8858	○	○		○	○	○				http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/652000/d013764.html		
東京都	杉並区	教育委員会学務課 就学援助担当	03-3312-2111 内線1625	○	○	○	○	○	○				http://www.kyouiku.city.suginami.tokyo.jp/school/syugaku.html		
東京都	豊島区	豊島区教育委員会事務局 学校運営課	03-3981-0950	○	○		○	○					http://www.city.toshima.lg.jp/353/kosodate/gakko/teate/005900.html		
東京都	北区	教育委員会事務局学校支援課学事係	03-3908-1541	○	○		○	○	○	○			http://www.city.kita.tokyo.jp/gakkoshien/kosodate/shogakko/enjo.html		
東京都	荒川区	学務課学事第二係	3802-3111(3338)	○	○		○	○	○				https://www.city.arakawa.tokyo.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/josei/shuugakuenjyo.html		
東京都	板橋区	板橋区教育委員会事務局学務課	03-3579-2611	○		○	○	○	○				http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c.kurashi/000/000391.html		
東京都	練馬区	教育振興部 学務課 管理係	03-5984-5643(直通)	○	○		○	○	○	○			http://www.city.nerima.tokyo.jp/		
東京都	足立区	足立区教育委員会学務課	03-3880-5977	○	○	○	○	○	○				http://www.city.adachi.tokyo.jp/gakumu/k-kyoiku/shochu/tetsuzuki-shugaku.html		
東京都	葛飾区	葛飾区教育委員会学務課	03-5654-8460	○	○		○	○	○				http://www.city.katsushika.lg.jp/27/8983/002141.html		

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法											ウェブサイトURL	
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他				
東京都	江戸川区	教育委員会事務局 学務課 学事係	03-5662-1624	○				○	○	○						http://www.city.edogawa.tokyo.jp/kyoiku/tetuduki/shugakuenjo.html
東京都	八王子市	八王子市教育委員会学校教育支援課	042-620-7339	○	○		○	○								http://www.city.hachioji.tokyo.jp/
東京都	立川市	教育委員会 学務課	042-523-2111(2515)	○	○	○		○								http://www.city.tachikawa.lg.jp/gakumu/kosodate/kyoiku/iinkai/gakko/enjo/h26shugaku.html
東京都	武蔵野市	武蔵野市教育委員会教育支援課	0422-60-1900	○	○	○	○	○	○							http://www.city.musashino.lg.jp/sho_chugakko/shugakuenjo/004196.html
東京都	三鷹市	教育部学務課	0422(45)1151 内線3233	○	○	○	○	○	○							http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_service/001/001152.html
東京都	青梅市	教育総務課学務係	0428-22-1111(2356)	○	○		○	○								http://www.ome-ky.ed.jp/
東京都	府中市	教育部学務保健課	042-335-4436	○	○			○								http://www.city.fuchu.tokyo.jp/kosodate/kyoiku/shogakukin/syugaku.html
東京都	昭島市	学校教育部指導課学務係	042-544-5111	○	○	○	○	○								http://www.city.akishima.lg.jp/s113/020/010/030/010/20140911230517.html
東京都	調布市	教育部 学務課	042-481-7474	○	○		○	○								http://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1176118987493/index.html
東京都	町田市	学校教育部 学務課	042-724-2176	○	○	○	○	○								http://www.city.machida.tokyo.jp/kodomo/sodan/enjoyo/enjoyo01.html
東京都	小金井市	小金井市教育委員会学校教育部学務課	042-387-9874	○	○		○	○						○		http://www.city.kojane.lg.jp/kakuka/kyoikukubu/gakumuka/info/D08020110408.html
東京都	小平市	教育部学務課学事担当	042-346-9570	○	○	○	○	○						○		http://www.city.kodaira.tokyo.jp
東京都	日野市	庶務課	042-585-1111	○			○	○								http://www.city.hino.lg.jp/
東京都	東村山市	教育部学務課	042-393-5111 内3422	○	○		○	○						○		https://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/kosodate/hojo/kyoiku/kyoikuhienniseido.html
東京都	国分寺市	国分寺市教育委員会学務課	042-574-4042		○	○	○	○						○		
東京都	国立市	教育委員会事務局教育総務課	042-576-2111(内線332)	○	○		○	○	○					○		http://www.city.kunitachi.tokyo.jp/gakko/4034/index.html
東京都	福生市	教育委員会指導室	042-551-1948	○				○								http://www.city.fussa.tokyo.jp/life/culture/education/m1cpmb00000110hl.html
東京都	狛江市	教育部学校教育課	03-3430-1111(内線2324)	○	○		○	○								http://www.city.komae.tokyo.jp/index.cfm/11.71274.99.229.html
東京都	東大和市	学校教育部 学校教育課 学務係	042-563-2111 内線1522	○	○		○	○								http://www.city.higashiyamato.lg.jp/index.cfm/33.1018.347.612.html
東京都	清瀬市	教育総務課	042-497-2539	○			○	○	○							http://www.kiyose.ed.jp/k003/010/030/020/hpg000010287.html
東京都	東久留米市	教育部学務課	042-470-7779	○	○		○	○								http://www.city.higashikurume.lg.jp/shisei/kyoiku/shogakukin/1001834.html
東京都	武蔵村山市	武蔵村山市教育委員会教育総務課	042-565-1111	○		○		○								http://www.city.musashimurayama.lg.jp/kyoiku/9708/009595.html
東京都	多摩市	教育部学校支援課	042-338-6875	○			○	○								http://www.city.tama.lg.jp/kosodate/40/002102.html
東京都	稲城市	稲城市教育委員会学務課	042-378-2111	○	○	○	○	○		○						http://www.city.inagi.tokyo.jp/kosodate/gakko/kyoiku/kyoikuhienniseido/shuugakuenjo.html

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法												
				ア. 教育委員会ホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を書面で周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL			
東京都	羽村市	生涯学習部学校教育課	042-555-1111(357)	○	○		○	○	○							http://www.city.hamura.tokyo.jp/0000000742.html
東京都	あきる野市	教育総務課 学務係	042-558-2412(直通)	○	○		○	○	○							http://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000001751.html
東京都	西東京市	教育部教育企画課	042-438-4071(直通)	○	○	○	○	○	○							http://www.city.nishitokyo.lg.jp
東京都	瑞穂町	瑞穂町教育委員会教育部教育課	042-557-6683		○		○	○								
東京都	日の出町	学校教育課	042-597-0511 内線534	○	○		○									
東京都	檜原村	教育課 学校教育係	042-598-1011				○	○								
東京都	奥多摩町	教育委員会教育課	0428-83-2246		○		○	○	○							
東京都	大島町	教育文化課学校教育係	04992-2-1453		○			○								
東京都	利島村	利島村教育委員会	04992-9-0331					○								
東京都	新島村	教育委員会	04992-5-0203											○		
東京都	神津島村	教育委員会 教育課	04992-8-1222	○												http://vii.kouzushima.tokyo.jp/kyoiku/formality.html
東京都	三宅村	三宅村教育委員会 学校教育係	04994-5-0952											○		
東京都	御蔵島村	教育委員会事務局	04994-8-2121											○		
東京都	八丈町	教育課	04996-2-7071				○	○								
東京都	青ヶ島村	教育委員会事務局	04996-9-0201											○		
東京都	小笠原村	教育課	04998-2-3117					○								

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																	ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他)の場合の内容	平成25年度準要保護・準要保護就学援助率			
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率			基準根拠	目安額	
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村住民税の非課税	市町村住民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村住民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村住民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他						
課税所得等の分類	基準額の時期																									
	該当団体数	46	28	26	26	25	34	11	5	23	18	5	3	7	17	47	9	0	0	20						
東京都	千代田区														○						1.2	課税所得	前年度	336	10%未満	
東京都	中央区	○	○	○	○	○	○			○						○					1.2	課税所得	前年度	456	20%未満	
東京都	港区						○									○					1.2	その他	前年度	435	25%未満	
東京都	新宿区	○													○						1.2	その他	その他	436	被災者・罹災証明書及び課税証明書等により審査課税証明書が取得できない方・面談を実施し、生活状況の調査を個別に行う	30%未満
東京都	文京区														○						1.26	その他	前年度	422	15%未満	
東京都	台東区									○					○						1.26	その他	前年度	434	35%未満	
東京都	墨田区	○	○	○	○		○								○						1.2	その他	その他	417	35%未満	
東京都	江東区	○													○						1.18	課税所得	前年度	429	東日本大震災により被災している児童生徒については、罹災証明書もしくは学校長の意見書をもって認定している。	30%未満
東京都	品川区																				1.25	その他	前年度	435	疾病・失業などにより今年度の所得が著しく減少し困窮していると認められるもの	30%未満
東京都	目黒区	○			○		○									○					1.2	課税所得	前年度		・国民年金保険料の減額されている者 ・災害等を受け学用品等の購入に不自由している者	10%未満
東京都	大田区	○													○						1.2	その他	その他	419		30%未満
東京都	世田谷区															○					1.2	その他	前年度	416		15%未満
東京都	渋谷区	○													○						1.2	課税所得	当該年度	420		30%未満
東京都	中野区	○																			1.15	課税所得	当該年度	393	生計中心者の離職・死等により世帯の収入が激減した者	30%未満
東京都	杉並区	○													○						1.2	課税所得	前年度	415	失業・離職・災害等で、当該年度の所得額が著しく低下することが見込まれ、特に援助を必要とする認められた場合	25%未満
東京都	豊島区	○	○	○	○	○				○	○				○						1.2	その他	前年度	421		25%未満
東京都	北区						○						○								1.2	課税所得	その他	419		30%未満
東京都	荒川区														○						1.2	課税所得	前年度	419		35%未満
東京都	板橋区	○													○						1.26	課税所得	前年度	435		35%未満
東京都	練馬区	○			○	○	○								○						1.2	課税所得	前年度	418	生活の急変等により、ソにすることが不適当であるとして、学校長による生活状況証明書が発行され、教育委員会が認める者。	25%未満
東京都	足立区	○				○									○						1.1	課税所得	当該年度	399		40%未満
東京都	葛飾区	○				○									○						1.2	その他	前年度	340	生計維持者等に特別な事情のある者(り災・震災・震災)、主たる生計維持者が失業中または長期入院による休職中で無給の場合等。	30%未満

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について														ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額	テ(その他)の場合の内容	平成25年度準要保護・準要保護就学援助率									
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ				ソ	タ	チ	ツ	テ				
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状況が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付				生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他	倍率	基準根拠	目安額	
東京都	江戸川区	○													○					○	1.5	給与収入(税引き前)	その他	547	生活保護基準の見直し以前の基準額を設定し、収入がその1.5倍以下である。	35%未済	
東京都	八王子市															○				○	1.1	課税所得	前年度	305	1) 東京都生活保護条例第22条に規定する生活保護の認定に当たっては、その認定要件のうちア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テのいずれか1つ以上を認めなければならない。2) 生活保護基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)を指す。	20%未済	
東京都	立川市	○					○	○								○					1.5	給与収入(税引き前)	その他	320		20%未済	
東京都	武蔵野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	給与収入(税引き前)	その他	454~538	学校長意見書、福祉事務所長意見書、民生委員意見書等	15%未済	
東京都	三鷹市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.15	課税所得	前年度	309		15%未済	
東京都	青梅市														○						1	課税所得	前年度	269		15%未済	
東京都	府中市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	給与収入(税引き前)	前年度	425	東日本大震災で避難している。	15%未済	
東京都	昭島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.64	給与収入(税引き前)	前年度	483		25%未済	
東京都	練布市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	課税所得	前年度	【標準】1003,880円 【目安】1011,460円		15%未済	
東京都	町田市	○													○						1.1	その他	その他				20%未済
東京都	小金井市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.8	給与収入(税引き前)	前年度	515	担当地区の民生委員又は学校長が特に認めた者	15%未済	
東京都	小平市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	課税所得	前年度	390	昨年は所得があったが、現在失業中で、雇用保険受給資格のある人	20%未済	
東京都	日野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	361		20%未済	
東京都	東村山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.4	給与収入(税引き前)	前年度	415		20%未済	
東京都	国分寺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	前年度	334		10%未済	
東京都	国立市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得	前年度	400		20%未済	
東京都	福生市	○	○	○											○						1	課税所得	前年度	265		30%未済	
東京都	狛江市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	課税所得	当該年度	300		15%未済	
東京都	東大和市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	給与収入(税引き前)	前年度	397	収入額が基準額以上であっても、現に生活状態が困難している者で、その生活状態を確認して市教育委員会が認めたものについては、準要保護者として認定している。	20%未済	
東京都	清瀬市	○													○						1.5	給与収入(税引き前)	前年度	480		25%未済	
東京都	東久留米市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.4	給与収入(税引き前)	前年度	390	教育委員会が就学援助を受ける必要があると認めた者	20%未済	
東京都	武蔵村山市	○													○						1.1	課税所得	前年度	300		25%未済	
東京都	多摩市														○						1.4	給与収入(税引き前)	前年度	387		20%未済	
東京都	稲城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.7	給与収入(税引き前)	前年度	475		20%未済	

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他)の場合の内容	平成25年度準要保護・準要保護就学援助率					
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ			倍率	基準根拠	目安額		
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録し労働者	P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が足りない者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他							
課税所得等の分類	基準額の時期	目安額																									
東京都	羽村市	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1.1	課税所得	前年度	264		20%未満	
東京都	あきる野市	○	○		○	○			○						○					○	1.5	給与収入(税引き前)	前年度	405	児童手当の特別給付の事由により、個人事業主、非課税世帯、認定児童の減額を定めていた収入控除が、1.5の倍率を超えている者は、教育費負担が認められる方のうち学校長等の承認を得た、届出の必要事項を満たす児童が毎年課税所得の平均額を算出し、就学援助の必要額を算出し、算出された必要額に課税所得の平均額を乗じて算出したものである。	20%未満	
東京都	西東京市	○	○												○						1.3	給与収入(税引き前)	前年度	443		15%未満	
東京都	瑞穂町														○						1.5	給与収入(税引き前)	前年度	358		25%未満	
東京都	日の出町	○														○					1.5	その他	前年度	375		10%未満	
東京都	檜原村															○					1.4	給与収入(税引き前)	前年度	336		10%未満	
東京都	奥多摩町	○	○	○	○											○					1.5	課税所得	前年度	313		10%未満	
東京都	大島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.1	課税所得	前年度	260		15%未満	
東京都	利島村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												15%未満	
東京都	新島村	○	○	○	○	○			○						○	○					0.9	課税所得	前年度	20		10%未満	
東京都	神津島村	○	○	○	○	○			○	○																10%未満	
東京都	三宅村	○												○												20%未満	
東京都	御蔵島村																			○						全ての児童・生徒に対して、学用品の支給及び給食費の負担を免除している。現時点では、それ以上の援助については行っていない。	0%未満
東京都	八丈町														○						1	その他	前々年度	281		15%未満	
東京都	西ヶ島村																									0%未満	
東京都	小笠原村	○	○	○	○	○								○												10%未満	

		3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																				
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)																				
		問A-1 係数を見直したか					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)								
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認	イ. 学校や教育委員会で家計等の状況を個別判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ. その他	ア. スケルソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他
①都道府県	②市町村名																					
	該当団体数	18	2	25	0	2	18	0	3	1	11	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都	千代田区			○																		
東京都	中央区																					
東京都	港区																					
東京都	新宿区	○					○			○												
東京都	文京区		○																			
東京都	台東区					○																
東京都	墨田区			○																		
東京都	江東区			○																		
東京都	品川区	○					○			○												
東京都	目黒区																					
東京都	大田区			○																		
東京都	世田谷区																					
東京都	渋谷区	○					○		○													
東京都	中野区	○					○					○										
東京都	杉並区	○					○					○										
東京都	豊島区																					
東京都	北区																					
東京都	荒川区			○																		
東京都	板橋区	○					○			○												
東京都	練馬区			○																		
東京都	足立区					○																
東京都	葛飾区	○																				

		3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																					
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)																					
		問A-1 係数を見直したか					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)									
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア. 他の認定基準に該当するかどうかを確認	イ. 学校や教育委員会で家計等の状況を個別判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他	
東京都	江戸川区	○					○				○												
東京都	八王子市																						
東京都	立川市																						
東京都	武蔵野市			○																			
東京都	三鷹市			○																			
東京都	青梅市			○																			
東京都	府中市	○					○		○														
東京都	昭島市	○					○				○												
東京都	狛江市			○																			
東京都	町田市	○					○				○												
東京都	小金井市			○																			
東京都	小平市	○					○				○												
東京都	日野市			○																			
東京都	東村山市	○					○		○														
東京都	国分寺市			○																			
東京都	国立市			○																			
東京都	福生市			○																			
東京都	狹江市			○																			
東京都	東大和市	○					○		○														
東京都	清瀬市			○																			
東京都	東久留米市			○																			
東京都	武蔵村山市			○																			
東京都	多摩市																						
東京都	稲城市			○																			

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)															問C 補足事項等						
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)									
		下げた	下げていない	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に对象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への厚い支援	ケ. その他	
東京都	江戸川区																						
東京都	八王子市			○																			
東京都	立川市			○																			
東京都	武蔵野市																						
東京都	三鷹市																						
東京都	青梅市																						
東京都	府中市																						
東京都	昭島市																						
東京都	調布市																						
東京都	町田市																						
東京都	小金井市																						
東京都	小平市																						
東京都	日野市																						
東京都	東村山市																						
東京都	国分寺市																						
東京都	国立市																						
東京都	福生市																						
東京都	狛江市																						
東京都	東大和市																						
東京都	清瀬市																						
東京都	東久留米市																						
東京都	武蔵村山市																						
東京都	多摩市			○																			
東京都	稲城市																						

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等								
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)										
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認	イ 学校や教育委員会等で状況を個別判断	ウ 25年度に对象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他		
東京都	羽村市																							
東京都	あきる野市																							平成26年度の運用については、認定について、生活扶助基準の見直しによる影響はないが、平成27年度以降の運用については、影響が出たため、実年度実施に向け、各校は実施し調整を行っている。
東京都	西東京市																							3年間かけて減額緩和措置を行う係数で助下になっても、特別な事情のある世帯や申し出のあった世帯に対し、特別認定を行う。
東京都	瑞穂町																							
東京都	日の出町																							
東京都	檜原村																							
東京都	奥多摩町																							
東京都	大島町																							
東京都	利島村																							
東京都	新島村																							
東京都	神津島村																							
東京都	三宅村																							修学旅行費については、へき地補助金と村が全額負担している。
東京都	御蔵島村																							
東京都	八丈町																							
東京都	青ヶ島村																							
東京都	小笠原村																							